

百間川分流部保全方策検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「百間川分流部保全方策検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「岡山河川事務所長」という。）が百間川分流部改築における歴史的遺構の保全及び治水機能を継承する保全方法・施設構造等のとりまとめを行うにあたり、学識経験を有する者の技術的助言を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、岡山河川事務所長が委嘱する。
2 委員会は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定める。
4 委員長は委員会を代表し、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
5 委員長は委員会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
6 委員長に事故がある時は、委員会に属する委員のうちから委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、事務所長の要請を受け、委員長が招集する。
2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
3 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第5条 委員会における助言の内容及び河川管理者がとりまとめた結果について、岡山河川事務所ホームページにより公開を行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所調査設計課に置く。
2 事務局は、委員会運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第3条5項に基づく委員長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会で定める。

(附則)

この規約は平成25年11月27日から施行する。

百間川分流部保全方策検討委員会 組織

委員名簿

氏 名	所 属	分 野
稲田 孝司	岡山大学名誉教授	文化財
樋口 輝久	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授	土木遺産
前野 詩朗	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授	河川工学
万城 あき	(公財)岡山県郷土文化財団 主任研究員	郷土史

(敬称略 五十音順)

オブザーバー名簿

役 職	氏 名
岡山県 教育庁文化財課長	山田 寛人

(敬称略)